

八王子市立いずみの森義務教育学校 PTA 規約

第 1 章 総 則

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は、八王子市立いずみの森義務教育学校 PTA と称し、事務局を八王子市立いずみの森義務教育学校内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、会員が協力して学校・家庭・地域における教育に関して理解を深め、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

(方針)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、つぎの方針に従って活動する。

- (1) 本会は教育振興を本旨とする民主的な独立の団体として活動するもので他のいかなる団体からも支配・統制・干渉をうけない。
- (2) 本会および会員は、本会の名称を、政治的中立の趣旨に反するもの、宗教的・暴力的目的を有するもの、営利的で会の目的に沿わないものに使用しない。
- (3) 本会は、児童・生徒の福祉のために活動する他の社会的団体および機関と協力する。

(事業)

第 4 条 本会は第 2 条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) 家庭と学校と地域との緊密な連絡により、児童・生徒の生活の向上をはかる。
- (2) 児童・生徒の生活環境をよくするために協力し、福祉の増進をはかる。
- (3) 家庭生活および社会生活を向上させるために、会員の研修を行う。
- (4) 会員相互の親睦をはかる。

(会員)

第 5 条 本会の会員となることのできるものは、学校に在籍する児童・生徒の保護者、学校に勤務する教職員とする。議決権については、会員の保護者は世帯につき 1 票、会員の教職員は 1 名につき 1 票とする。

第 2 章 役員・委員等

(役員・委員等)

第 6 条 本会は第 2 条の目的を達成するためにつぎの役員・委員等をおく。

- (1) 役員と会計監査
- (2) 学年委員

(役職名と数)

第7条 本会はつぎの役員をおく。

- ・会長 1名(保護者)
- ・副会長 14名程度(保護者13名程度、副校長1名)
- ・書記 5名程度(保護者)
- ・会計 5名程度(保護者4名程度、副校長1名)

(役員を選出方法)

第8条 会長、副会長、書記、会計の選出は、総会の承認を得なければならない。

(会計監査)

第9条 会計監査は3名(保護者2、副校長1)とし、その選出は本規約第8条の役員を選出に準ずる。

(役員任期)

第10条 役員任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会までの1年間とし、再任はさまたげない。ただし、補欠で就任した役員任期は前任者の残任期間とする。なお、子が卒業・転校した保護者の役員任期は卒業・転校までを原則とするが、会長が承認した場合においては、次年度の定期総会までとすることができる。

(役員任務)

第11条 役員任務はつぎのとおりである。

- (1) 会長は本会を代表し活動を総括する。また、総会、運営委員会等を招集する。
- (2) 副会長は、運営委員会の議長となり、会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。また、各事業を推進する。
- (3) 書記は総会、運営委員会、各事業の通知をし、議事を記録して会員に報告する。
- (4) 会計は本会の予算の執行事務を行い、収支を記録し会計監査を受けて総会で決算報告をする。

(会計監査の任務)

第12条 会計監査は定期的に会計事務を監査し、その結果を総会に報告する。

(学年委員)

第13条 本会の学年委員は、各学年から6名程度を選出する。主な役割はつぎのとおりとする。

- (1) 第16条に定める運営委員会に出席する。
- (2) 本会で必要な活動を支援する。

(保護者活動)

第14条 本会は各活動ごとにボランティアを募る。会員の各保護者は年に1回以上ボランティアとして参加するものとする。

第3章 会 議

(総会)

第15条 総会は、定期総会および臨時総会とする。なお、形式としては、対面総会あるいは書面総会とする。

- ・定期総会は毎年度初めに開催する。
- ・臨時総会は、本部役員会において必要と認められた時、又は議決権を有する者の3分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。
- ・総会においては、事業報告、決算報告、予算案、事業計画案および新役員の承認、会則の変更その他重要事項の審議および議決を行う。
- ・総会は会員の2分の1以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、委任状を含むものとする。また、書面総会は、全会員の3分の1以上の議決権行使書の提出をもって成立とする。
- ・総会の議事は出席者の過半数で決する。また、書面総会での議決は、議決権行使書に基づき、その過半数で決する。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は役員と学年委員および教職員で構成され、校長が顧問として出席する。運営委員会の任務はつぎのとおりである。議事は、出席者の過半数で決する。

- (1) 本部役員会から提出された活動計画の審議及び承認
- (2) その他必要な活動の審議及び承認

(本部役員会)

第17条 本部役員会は役員で構成され、会長が必要に応じて開く。なお、本部役員会の任務は次の通りとする。議事は、出席者の過半数で決する。

- (1) 運営委員会に提出する議案、報告書の作成
- (2) 総会に提出する議案、報告書の作成
- (3) その他必要な活動の審議及び承認

第4章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、その他の収入によってこれに充てる。

(会費)

第19条 会費は児童・生徒1人当たり年額2千円、教職員年額2千円とし、一括納入す

る。転入者については、半年割で徴収する（4～9月転入者の会費が年額2千円、10～3月転入者の会費が年額1千円）。

（会計年度）

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 規約改正・細則

（規約改正）

第21条 この規約は総会において出席者の過半数の賛成を得なければ改正できない。ただし、その内容は総会前に全会員に通告されなければならない。また、書面総会での決議の場合は、議決権行使書に基づき、過半数の賛成を得て、改正することができる。

（細則）

第22条 この規約にかかげる諸条項の実施について必要があるときは、運営委員会において細則を定めることができる。

付 則

付則（2020年3月14日）

（施行期日）

第1条 この規約は2020年4月1日に施行する。

（経過措置）

第2条 第19条にかかわらず、2020年度、2021年度の2年間は、各世帯で2人以上の児童・生徒がいる場合、2人目以降については会費を年額500円減額する。指定する期限までに申請した世帯に振込等により還付するものとし、申請がない世帯は対象外とする。